

アルネ・オープン前後の「工事代金未払い」問題と熊谷組の願い書

平成十一年四月アルネオープンへ向け、「工事代金未払い(約七十億円、中央街区組合だけで約三十億円)が解決しないと建物の明け渡し(鍵の受け渡し)はできない」との主張を熊谷組が行い、中央街区組合、津山市、街づくり会社など、かなり激しい論議が行われていることが明らかとなりました。

(熊谷組と市長らの確認書の存在)

平成十一年三月に、工事代未払いについて、中尾嘉伸市長と津山街づくり(株)日笠富夫社長が、熊谷組に出した「確認書」では、「銀行との話し合いにより、熊谷組への未払い問題の解決へ努力する」ということを約束し、熊谷組は工事代未収のまま「建物の明け渡し(鍵の受け渡し)」を行いました。

しかし、工事代未払いは解決をしないまま経過し、平成十二年に、熊谷組から中尾市長に対して、「確認書の実施をし

てほしい」との旨の「願い書」が出されるなどしていますが、工事代金未払いは解決されていません。

(組合が解散できないと承知している、との中尾市長の答弁の矛盾)

このような事態ですが、中尾市長は、平成十七年六月九日の百条委員会での質問が「組合が解散できないでいることは承知していたが、鍵を渡さない、と熊谷組が主張していたことは承知していないと、かつての委員会では答えたが、今でもその認識に間違いはないか。」と再質問したのに対して「はい、そうです。」と証言をしており、偽証罪の可能性が問われてきました。

偽証罪の可能性について当委員会では、委員会の発言議事録、その他客観的事実や弁護士からの参考意見も含めて慎重に論議をしてきました。

結果としては、中尾嘉伸市長の告発については、告発をすべきとする意見が少数となり、委員会としては告発をしないという結論に達しました。

民間宅建業者の課題について

(組合の定款にない土地斡旋業務に係っての仲介料の支払い問題)

再開発組合が、地区外物件を購入している事実は指摘をしてきましたが、それらの土地斡旋にあたって、中央街区組合の定款にない行為である、「土地斡旋による仲介料」が井上不動産(株) 代表取締役 井上昇氏、(有)花の企画社 代表 杉山義和氏、木乃久商事(有) 代表 中山正通氏に支払われている事態も明らかとなりました。

(仲介業者にも考えてもらいたい課題)

定款で認められていない行為であり、斡旋を依頼した組合側の責任は免れないところですが、斡旋料を受け取った宅建取引業者の方々にも「考えてもらいたい」課題があると委員会では論議をしたことを指摘しておきます。特に、井上不動産(株)が斡旋した「みどり銀行・ウエスタンフーズの移転問題」については、補償費支払い問題としてさらに調査の必要があります。